

判例研究

講演会参加者名簿の警視庁への無断提出とプライバシー

澤 登 文 治

(第一事件に関して)

東京地裁二〇〇一年四月二一日判決(平成一一年(ワ)第二七六七号、判例時報一七五二号三頁) 請求棄却

東京高裁二〇〇二年一月一六日判決(平成一三年(ホ)第二四三四号、判例時報一七七二号一七頁) 請求一部変更(上告)

(第二事件に関して)

第一審東京地裁(判例集未登載)

原審東京高裁二〇〇二年七月一七日判決(平成一三年(ホ)第五九九九号、判例集未登載) 請求棄却

最高裁第二小法廷二〇〇三年九月一二日判決(平成一四年(受)第一六五六号、判例集未登載) 原判決一部破棄差戻し

(第一事件の概要)

Y 大学は、平成一〇年一月一日に来日する江沢民中華人民共和国主席の講演会を企画し、同大学の学生の参加を募った。その際 Y 大学は、参加希望学生に、参加者名簿へ氏名、学籍番号、住所および電話番号を記載させた。その後、江沢民主席の

身辺警備の必要から、当該参加者名簿を提出してほしいとの警視庁からの要請に基づき、Y大学は同参加者名簿を同庁に提出した。しかしY大学は同名簿の提出にあたり、名簿記載の学生らに、提出に関する同意を得ることをしなかつた。

その後、当該参加者名簿に記載をしたY大学の学生Xらは、同大学が当該名簿を警視庁に提出することにより、自分らの氏名等の個人情報と同庁に知られることになったばかりか、本件講演会に自分らが参加する予定であることが同庁に知られることになったため、プライバシー、学問の自由および思想信条の自由が侵害されたとして、Y大学に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。これに対するY大学の反論は、当該名簿の警視庁への提出は、Xらの有するそれら自由の侵害にはあたらない上、講演会の警備と江沢民主席の身辺警護の必要性に基づくもので、違法性が阻却されるものであつた。

〈第一事件の第一審および控訴審判決〉

【第一審】 東京地裁平成一年(ワ)二七六七号、二〇〇一年四月一日判決、請求棄却(控訴)(判例時報一七五二号三頁)

一 プライバシーの意義 第一に、プライバシーの意義について過去の判例を踏襲し、つぎの三つの要件を適用する。すなわち、個人情報がプライバシーとして保護されるためには、① 私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③ 一般の人に未だ知られていない情報であることが必要である、と。そしてこの三要件に該当し、したがってプライバシーとして保護されるべき情報が他者に開示された場合には、違法性阻却事由が認められない限り、プライバシー侵害となり不法行為に該当する。

二 プライバシーの定義を上記のように示した上で、本件への適用を判断する。すなわち、個人の氏名、学籍番号、住所および電話番号は、個人が識別され、私生活の本拠である住居や連絡先が明らかになるから、私生活上の情報であるのに加え、講演会参加予定に関する情報も当日の当該個人の予定に関するものであるため、①の要件は満たされる。また、氏名、

学籍番号等の情報はもとより、当該講演会に参加予定である旨の情報は、同講演会参加者以外の者に対しては当然に判明するものではなく、したがって一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められるから、②の要件を満たす。さらに氏名等の情報および講演会参加予定であるとの情報のいずれも、一般の人に未だ知られていない情報であるから、③の要件を満たす。したがって、Y大学は、本件名簿の提出によってXらのプライバシーを他者に開示したものであり、プライバシー侵害に該当し、違法性阻却事由の存在しない限り不法行為に該当する。

三 OECDガイドラインに関して、本件Y大学の行為は、個人情報保護を定めるOECDガイドラインに反し、わが国の民法における不法行為の成否の基準となるものの、それ以上に違法性を強める事情とはならない。また、本件開示はY大学の「個人情報保護に関する規則」七条一項違反を構成し、強度の違法性が認められる。部分社会の法理の適用は否定される。さらに本件名簿提出は、「大学の自治」に基づき「自主的な判断」であり、大学の自治の観点からことさらに違法性の強いものとなることはない。

四 学問の自由および思想信条の自由については、警視庁が名簿記載の個人が講演会に出席予定であることを知ること、その個人の学問の自由が侵害されることは通常考えられず、また、同様の事実を知ること、その個人の思想信条が推知されるものではないから、思想信条の自由は侵害されない。

五 上のように、本件Y大学の名簿提出行為は、原則的にプライバシー侵害に該当し、不法行為を構成するものである。それを前提に、当該行為に違法性阻却の事由が認められるか否か検討する。まず一般的に、開示される個人情報の内容や開示の方法などには多様な態様があり、本人の同意なしに個人情報他者に開示しても違法性が阻却され不法行為が成立しない場合がある。それは、一般人の感受性を基準にその開示行為が正当な理由に基づき、社会通念上許容されるべき限度内にとどまる場合である。そしてそのような場合か否かは、以下の六要件によって判断される。すなわち、①個人情報の内容、性質、プライバシーとして私生活上保護されるべき程度、度合い等、②他者が開示行為により被った具体的不利益の

内容、程度等、③ 開示行為の意図、目的、④ 目的の必要性、有用性又は公益性、⑤ 開示の方法、態様等、⑥ 開示目的と具体的開示行為との関連性、などの考慮要素を総合考慮する。これら要件を本件に適用すると、結論として違法性阻却が認められる。

【控訴審】 東京高裁判平成一三年(※)第二四三四号、二〇〇二年一月一六日判決、一部変更(上告)(判例時報一七七二号一七頁)

一 違法性阻却の要件一部変更 第二審判決の一部を変更し、原告Xらに、名目的損害賠償一万円を認める。第一審判決の、違法性阻却に関する要件のいくつかを修正する。すなわち、第一審の要件③と④を合わせた形に改め、「開示目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性」とし、⑥を「当該個人情報収集の目的と開示の目的との間の関連性の有無及び程度」とし、「開示目的と具体的開示行為」との関連性ではなく、「収集の目的と開示の目的」との関連性と改め、新たに、開示にあたって、「その個人の同意を得なかったことがやむを得ないと考えられるような事情の有無」の要件を加え、「やむを得ない」事情がなければ本人の同意を必要とする。以上の違法性阻却のための要件全体を整理すると、① 個人情報の内容、性質、プライバシーとして私生活上保護されるべき程度、度合い等、② 他者が開示行為により被った具体的不利益の内容、程度等、③ 開示目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性、④ 開示の方法、態様等、⑤ 当該個人情報の収集の目的と開示の目的との間の関連性の有無及び程度、⑥ その個人の同意を得なかったことがやむを得ないと考えられるような事情の有無、これら諸要素を総合考慮し、一般人の感受性を基準として、その個人の同意がなかったとしても当該個人情報の開示が社会通念上許容される場合に当たるかどうかを判断すべきである。

二 本件への適用 違法性阻却の要件を新たにした上で、本件への適用を再度行う。⑤および⑥の要件に関して、⑤の収集目的と開示目的との関連性については、前者が参加者の特定および把握をすることであるのに対し、後者は警備・警護に万全を期することであり、両者は異なる。しかし、両者は大枠で、講演会を混乱なく実施するという目的を有する点では同一で、したがって両者間に「広い意味での関連性」があり、この点に関する違法性阻却事由に該当する。さらに⑥の、同意を得なかったことにやむを得ない事情があったか否かに関して、Y大学が講演会後に名簿を関係機関に提出する場合があ

る旨を予告していた事実および個人情報保護の保護に関する規則を制定していた事実を鑑み、Y大学は個人情報保護の必要性を十分認識しており、講演会参加予定学生らに対し警視庁への名簿提出の予告をしようとすれば、時間的にも何の支障もなく容易に行うことができたにもかかわらずこれをしなかった。したがって、同意を得ないことがやむを得ないと考えられるような事情があったということはできない。つまり、Xらの個人情報を開示したY大学の違法性は阻却されず、Xらの請求を一部認容し、名目的損害賠償として慰謝料各一百万円の支払いを命ずる。

〈第二事件の概要〉

上記第一事件と同じY大学の学生X'らは、本件講演会に参加した際、江沢民主席講演中に座席から立ち上がり、「中国の核軍拡反対!」と叫ぶなどし、私服警察職員らによつて建造物侵入、威力業務妨害で現行犯逮捕された。その後、X'らは、本件講演会妨害を理由としてY大学によつて譴責処分到处せられた。そこで、X'らは、Y大学が違法な逮捕に協力し無効な譴責処分をしたことを理由に損害賠償を請求するとともに、同譴責処分の無効確認及び謝罪文の交付と掲示を求め、さらに前述講演会参加者名簿の警視庁への提出により、自分たちのプライバシーが侵害されたとして、不法行為による損害賠償請求をした。

〈第二事件の下級審〉

【第一審】 東京地裁（省略）

【原審】 東京高裁平成一三年(※)五九九九号、二〇〇二年七月一七日判決、請求棄却（上告）（判例集未登載）

一 理由 私生活上の情報を開示する行為が、直ちに違法性を有し、開示者が不法行為責任を負うことになると考えるのは相当ではなく、諸般の事情を総合考慮し、社会一般の人々の感受性を基準として、当該開示行為に正当な理由が存し、社会通念上許容される場合には、違法性が阻却され、不法行為責任を負わないと判断すべきである。

二 本件への適用 違法性が阻却されるか否かについて、つぎの違法性阻却要件を基本的に適用する。すなわち、第一に、本件個人情報とは個人の識別などのための単純な情報にとどまるものであり、他人に知られたいと感ずる程度、度合いは低い、第二に、本件開示によつて具体的不利益が生じてはいない、第三に、江沢民主席の身辺の安全確保という目的のための個人情報開示であり、その開示目的は正当で開示の必要性があつた、第四に、個人情報の収集の目的とその開示の目的との間に一応の関連性がある（他の判決には、第五に、「開示の方法および態様が適切である」との要件があるが、その適切性を暗黙に了解しているためか論じられていない）。これらの諸事情を総合考慮すると、Y大学が本件個人情報を開示したことについて、事前にXらの同意ないし許諾を得ていないとしても、社会通念上許容される程度を逸脱した違法なものであるとまで認めることはできない。したがつて、当該個人情報開示が不法行為を構成するものと認めることはできない。

〈第二事件最高裁判決〉

【上告審】 最高裁第二小法廷平成一四年(受)一六五六号、二〇〇三年九月二二日判決、破棄差戻し(判例集未登載)

原判決中、プライバシーの侵害を理由とする損害賠償請求に関する部分を破棄し、原審へ差戻す。

一 本件個人情報 学生番号、氏名、住所及び電話番号は、Y大学が個人識別等を行うための単純な情報であつて、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではないが、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えerことは自然なことであるから、その期待は保護されるべきで、本件個人情報はプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。

二 本件開示行為 Y大学が、Xらの意思に基づかずにみだりに本件個人情報を他者に開示することは許されず、開示について承諾を求めることは容易であつたにもかかわらずこれをすることなく、Xらに無断でこれを監視庁に開示したY大学の行為は、個人情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るもので、不法行為を構成する。

【評 釈】

二〇〇三年九月一二日の最高裁判決は、プライバシー侵害による不法行為とともに、X'らに対するY大学の譴責処分は無効が争われた事件（第二事件）についての最高裁の判断である。ただ、後者、譴責処分無効のX'らの主張に関して原審東京高裁はこれを認めず、またX'らはそれについて上告せず、プライバシー侵害に関してのみ上告している。したがって、本件最上級裁判がその判断の対象としたのは、講演会参加者名簿を警視庁に提出したという事実によって、はたしてプライバシー侵害が成立し、それによって不法行為が成立するか否かであった。これについて原審東京高等裁判所は、その個人情報開示は、社会通念上許容されるものであるから違法性が阻却され、不法行為は成立しないとして、X'らの請求を棄却する判決を下していたのに対して、本件最高裁判決は、まさにその違法性阻却を認めた原審の理由部分について破棄し原審に差戻したのである。つまり、違法性阻却の認定要件および本件への適用が論点となったと言えよう。

一方、本件講演会参加者名簿の提出がプライバシー侵害にあたるか否か、したがって不法行為が成立するか否かのみが審理の対象とされていた第一事件に関しては、第一審東京地裁判決は、本件開示はプライバシー権の侵害にあたる行為であるものの、違法性阻却の要件を満たしているため不法行為は成立しないとして、X'らの請求を退けたのに対して、控訴審である東京高裁は、事件の事実に関しては何ら認識を変更するものではないが、違法性阻却の要件にいくつかの修正を加え、その結果、違法性は阻却されないとし、プライバシー侵害の成立を認め、したがって不法行為の成立も認められた点において、「原判決変更」の判決となったのであった。つまり、第一事件の最大の論点は、プライバシーの権利に対する侵害行為について、どのような要件が具備されれば、その行為の違法性を阻却することになるか、という点であったと言えよう。なお、この第一事件の控訴審判決について現在上告中である。

本評釈においては、Y大学による講演会参加予定者XおよびX'らの個人情報記載された名簿が警視庁に提出されたこと

に関して、本件第二事件だけでなく、上告中の第一事件のこれまでの下級審にも触れつつ検討し、個人情報記載の名簿開示がプライバシー侵害として成立するか否かについて、自己情報コントロール権と違法性阻却の関連を検討する。したがって以下、第一事件と第二事件の下級審の判断を分析し、その異同を明らかにすると同時に、第二事件最高裁判決の論理を検討しよう。

一 プライバシー権の内容として保護される個人情報について

人格権の一内容として法的に保護されるプライバシーにおいて、ある特定の個人情報が保護されるためには、一般的に判例で確立している三つの要件を満たすことが必要だとする点については、本件第一、第二両事件にかかわるすべての判決においても是認されているところである。すなわち、① 私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、② 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合に、他者に開示されることを欲しないであらうと認められる情報であること、③ 一般の人に未だ知られていない情報であることである。これら三要件は、東京地方裁判所の「宴のあと」判決（東京地判昭和三九年九月二十八日下民集一五卷九号二二七頁、判時三八五号一二頁）において示された要件をそのまま踏襲しているものであるが、ほぼ一貫して正當なプライバシー定義の基準として判例上確立されたものと言える。つまり、個人情報であればあらゆるものが法的に保護されるのではなく、「個人に関する情報のうち、他者に知られたくない私生活上の情報」が「いわゆる人格権に包摂される権利又は利益の一つとして」法的に保護される（判時一七五二号一三頁）のである。そのように保護に値する個人情報を、上記三つの要件で絞り込んでいくことになる。

そこで、今回の名簿記載の個人情報、そもそも最初からそのような法的保護に値するようなものでないならば、プライバシー侵害の問題は少なくとも法的レベルでは生じないということになるので、第一事件地裁判決はまずこれを検討する。つまり、名簿記載の個人情報、「学籍番号、氏名、住所、電話番号」（判時一七五二号六頁）の四つの情報であり、これらは、「社会生活ないし学生生活において、公的機関、大学当局、友人等一定範囲のものに知られ、これらのものに日常的に

利用される情報であり、……直ちに私生活上の事実とはいえない面も存する」としつつ、「しかし、……上記のような側面があるとしても、これらの情報によつて、当該個人が識別され、その個人の私生活の本拠である住居や連絡先に関する情報が明らかとなるのであるから、これらの情報は、私生活上の事実でもあると言ふべきである」とし、さらに「当該個人が本件講演会当日にどのような予定を有しているかにかかわる情報」でもあるから、第一の要件を充足するとする。つまり、これら四つの基本的な情報であつても「私生活上の事実」であると認定したのである。

そこからすぐに第一事件地裁判決は、第二の要件である「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報」か否かの検討に移つてゐる。そして結論として、そのような個人に関する四つの基本的情報も「他者に開示されることを欲しない」情報であるとする。つまり、「近時、情報通信技術の発展などにより、自己に関する情報が思わぬ利用のされ方をして、私生活の平穩が害される危険が増大している」という特殊な事情に照らして、「個人が自己に関するこれらの情報を知る者を自らが許容する一定範囲のものに限定し、それ以外の者には知られたくないと欲することも自然なこと」とし、故に、「他者に開示されることを欲しないであろう」情報とする。

これに対して同事件の第二審東京高裁は、この第二の要件に一文を付加している。すなわち、「開示を欲しないであろうと考えられる」理由を、「当該個人に心理的な負担や不安を覚えさせるなどのため」とし、一見、「欲しない理由」について限定しているかのようである。しかし、同判決の個人情報の基本四情報に関する捉え方と、それをもとに「開示を欲しないであろうと考えられる」との結論を検討すると、その効果はそのような文言を付さない第一審判決とほとんど変化がないようである。すなわち、高裁判決は、これら基本四情報が「単純な情報であることからすると、……一般に当該個人が開示を欲しないであろうと考えられる情報であると即断することはできない」としつつも、第一審と同様に近時の特殊性を考慮に入れて、「個人情報売買の対象とされる」などの事実から、「情報の開示を許容されていない者……からの電話、郵便などにより私生活の平穩が害されるのではないかと不安が増大している」とする。このことから、「当該個人に心理的な負担

や不安を覚えさせるなどのため、みだりに開示されることを欲しないであろう情報である」と結論つけている。つまり、この第二の要件を満たすためにより重要な事実は、「近時」の社会において個人情報に容易に流れることである。そして、第二審は第一審よりさらに踏み込んだ表現を使い、単純な個人情報であっても、十分に保護すべき状況があることを示している。すなわち、そのような社会状況に鑑みると、「単純な個人情報であつても、自己が欲しない他者にはこれを開示されたくない」と考えることが、むしろ社会通念にまで高まつている」とし、地裁の、開示されたくないと思ふことは「自然なこと」という表現に比して保護の重要性をさらに高めているものと思われる。

また、地裁高裁両判決は、この第二要件に関して示している上記判断のうちに、プライバシーの内容としての「自己情報コントロール権」を承認していると考えられる。つまり、「単純な個人情報であつても、自己が欲しない他者にはこれを開示されたくない」という個人の意思が「社会通念」として保護されるとしているのである。この「個人情報コントロール権」と当該個人の「同意」との関係については、項を改めて後に論ずる。

つぎに最後の第三要件、つまり、「一般の人に未だ知られていない情報であること」については、両判決とも、氏名住所等の単純な個人情報も、また当該講演会に出席予定であるとす情報も、「一般の人に未だ知られていない情報」(地裁)であり、「社会一般の人々にまだ知られていない情報である」ということができる(高裁)として直ちにこの要件を充足するものと認定した。

二 違法性阻却事由について

第一事件の第一審東京地裁および第二審東京高裁は、上記のようにして個人情報の基本四情報を、主に近時の情報流通の量や速さを根拠に、法的保護に値するプライバシーに該当するものとして認めた。しかし、一旦そのような法的保護を認めたとす上で、たとえプライバシーに該当する個人情報であつても、一定の要件が備わっている場合に、それを開示することについて、違法性を阻却され不法行為を構成しないことがあるとしている。以下この点について検討していく。

(1) 地裁判決　まず、第一審東京地裁判決は、違法性が阻却されることがある点について、つぎのように述べる。すなわち、「開示される他者の私生活上の情報の内容や開示行為の態様等については多様なものがあるから、事柄の性質上、当該情報の内容、開示の目的、開示行為の態様等によっては、本人の同意のないままその情報が他者に開示されたとしても違法性が阻却される場合があることを認めざるを得ないと思われる」（判時一七五二号一六頁）と。つまり、本人の同意がなくても、個人情報基本四情報については、「一般人の感受性を基準として、その開示行為が正当な理由に基づき、社会通念上許容されるべき限度内にとどまる場合には、違法性が阻却され、プライバシー侵害の不法行為が成立しないものと解するべきである」とする。そして、違法性なく開示することができる場合の要件として、以下の六要件を挙げ、それぞれについて本件に妥当するか否かを検討する。すなわち、① 個人情報の内容、性質、プライバシーとして私生活上保護されるべき程度、度合い等、② 他者が開示行為により被った具体的不利益の内容、程度等、③ 開示行為の意図、目的、④ 目的の必要性、有用性又は公益性、⑤ 開示の方法、態様等、⑥ 開示目的と具体的開示行為との関連性、などの考慮要素を総合考慮する（判時一七五二号一六一一七頁）、と。

その上で、①について地裁判決は、基本四情報は、「社会生活上一定範囲の者に知られ、利用される情報であつて、例えば、思想信条、前科前歴、負債、病歴、学業成績、社会的身分等の情報と比較すれば、他人に知られたいと感ずる度合いの低いものであり、また、「本件講演会の参加申込者であることから参加申込者の思想信条等が推知できるわけでもないのであるから、……参加申込者であることは、他人に知られたいと感ずる度合いの低いものである」と（判時一七五二号一七頁）と判断していた。しかし、このように個人情報とその他の「思想信条、前科前歴……」とを峻別してプライバシーとしての保障の程度を区分することが適切か否かについては、さらに慎重な考慮が必要であると考えられるので、後に改めて検討する。

つぎに②の「被った具体的不利益」について、「原告等の人格的自律ないし私生活上の平穩を害する事柄ではなく、その意味で原告等の被った不利益又は被害は、抽象的なものといふことができる」とし、その甚大性を否定する。しかし、この

点も①の認定の疑問点と同様で、その基本個人情報が他の情報に比して保護必要性において劣るので、開示による被害は抽象的で甚大ではないということになるのである。したがって、やはり基本情報とその他とを峻別することの正当性の検討が必要となる。

③の開示行為の意図、目的については、「本件名簿提出の目的が、……警備に万全を期し、その安全を確保すること……であり、その目的が社会通念上正当なものであることは多言を要しない。……この目的の正当性を重視しなければならぬ」とし、目的の正当性を高く評価する。しかし、開示目的が正当であればそれで個人情報開示行為それ自体が正当化されるものではないので、④の目的の必要性、有用性又は公益性の検討に移る。

第一審は、この点について、「警視庁等が、本件講演会における警備を行う際、その参加申込者を事前に把握することは、適切な警備の遂行上、極めて有用であり、警備目的を達するために必要なものであることは明らかである」とし、講演会の万全の警備が必要なこととしても、それと「申込者を事前に把握すること」との関係、つまり、事前に把握しないと万全の警備が不可能なのかという点の検討がここでは欠けていると思われる。その他の手段で万全の警備ができないときにはじめてこのような申込者の事前把握の必要性が根拠づけられるのではなからうか。さらに、同判決の原告の主張を検討する部分において、個人情報開示が有用である点について、つぎのように述べ、先の「適切な警備の遂行上、極めて有用である」とする記述とは大きく異なっている点も疑問である。すなわち、警備の「万全を期すことは当然のことであり、本件名簿の提出が本件講演会の警備に有用かつ必要であったことは否定しがたい」（判時一七五二号一八頁）と。有用性が「明らか」であればまだしも、有用性が「否定しがたい」というだけで、違法性阻却事由の一つとなることは正当化されるのであろうか。なお、これら③と④の要件は控訴審判決において統合された一つの要件(③)となつているので、そこで再び言及する。

⑤の開示の方法、態様等については、第一審判決は「警視庁等に本件名簿を提出しただけであり、これを頒布するなどし……たものでもなく、……本件講演会の警備等に係わる関係機関に限られて」いるので、開示方法態様ともに「社会通念上

相当」と見られるとする。確かに判決の言うように「頒布するなど」の方法によつて開示したものではないから、その限りで、方法態様に問題はないと言えようが、そもそも警視庁に名簿の提出を求められてそれを提出するときに、それ以外の「頒布するなど」の方法を採る大学があるものか疑問である。むしろ、名簿を手渡して提出したのであり、ファックスや電子メールなど、当該名簿が他者の手に落ちる危険がある方法によつて提出したのではないという点が評価するとすればしうることになるのではないか。

最後の⑥の要件、開示目的と具体的開示行為との関連性については、「警備目的の限度において、本件名簿の提出を行つた」として、その妥当性を認めているが、開示目的に適合的でない開示行為を行うこと自体、通常考えられない。つまり、前記要件③および④において目的の正当性と開示行為の方法態様が問われているのであるから、この要件⑥自体が無用のものであつたと言えよう。したがつて、控訴審判決においては、これが除かれ、他の要件が挿入されたものと考えられる。その新しい要件については、控訴審の違法性阻却事由を検討する際に併せて検討する。

いずれにせよ、以上の六つの要件に適合的であるとして、地裁判決は、「結局、本件名簿の提出は正当な理由に基づくものであり、一般人の感受性を基準としても、社会通念上許容されるべき限度内にとどまるものといふべきであるから、その違法性が阻却されるものと解するのが相当である」（判時一七五二号一八頁）とし、原告Xらの主張を棄却したのであるが、これらの明示的な六要件以外の事柄として同判決は、「開示の予告」について言及して、Y大学は参加者に開示の旨予告をするべきだつたとする。すなわち、「参加申込者に対し、本件名簿を警視庁等に提出することを明示的に予告することについては何らの支障もなく、これを行うことも容易であつたのにこれをしていない。……本件名簿の提出の予告をしなかつたことは不適切であつたものと評されてもやむを得ない」（同前）と。ここでは、「予告」であり、Xらの「同意」まで要求してはいないが、その「同意」取得は一つの重要な違法性阻却の要件であると考えたのが、控訴審判決であつた。したがつてつきに、違法性阻却事由について、控訴審判決はどのような要件を課したのか、もう一度整理した上で、地裁判決との最大の相違点は、「同意」の有無であつたことを明らかにしよう。

(2) 1 第一事件高裁判決 プライバシーの成立要件についてはすでに見たように東京高裁も地裁判決とほぼ同様に、個人情報四情報はその三要件を満たすものであり、プライバシーとして法的保護の対象になることを認め、そのような保護対象であつても、一定の要件、つまり、違法性阻却事由を満たす場合においては、不法行為は成立しないという立場をとる。すなわち、「プライバシーの権利といつても、これが常に他の法的利益に優先する絶対的な権利と考えることはできず、そもそも氏名、住所などの個人情報自体は、一定範囲の他者には当然開示されるべき性質のものであつてその保護の範囲も限定されるものであることを考えると、その開示によりその個人が被つた不利益の内容及び程度と開示の目的の正当性、開示の有用性及び必要性、開示の方法及び態様、当該個人情報の収集の目的と開示の目的との関連性の有無及び程度、その個人の同意を得なかつたことがやむを得ないと考えられるような事情の有無などを総合考慮した場合に、その個人の同意がなく、かつ、これを開示することの法令上の根拠が存在しなかつたとしても、その開示が社会通念上許容される場合のあり得ることは否定することができない。このような場合には、プライバシー開示行為の違法性が阻却されるものというべきである」(判時一七七二号二八頁)と。そして、ここから前述の改められた六つの違法性阻却要件が具体的に提示されることになる。

すなわち、① 個人情報の内容、性質、プライバシーとして私生活上保護されるべき程度、度合い等、② 他者が開示行為により被つた具体的不利益の内容、程度等、③ 開示目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性、④ 開示の方法、態様等、⑤ 当該個人情報の収集の目的と開示の目的との間の関連性の有無及び程度、⑥ その個人の同意を得なかつたことがやむを得ないと考えられるような事情の有無、これら諸要素を総合考慮し、一般人の感受性を基準として、その個人の同意がなかつたとしても当該個人情報の開示が社会通念上許容される場合に当たるかどうかを判断すべきである、となる。これを先の、東京地裁の六要件と比較すると、高裁では③において、地裁の③と④を合わせて、「開示目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性」とするとともに、⑤において地裁の⑥を「当該個人情報の収集の目的と開示の目的との間の関連性の有無及び程度」とし、先に述べたように、「開示目的と具体的開示行為」との関連性というような、通常関連性があると認定

される無用な要件ではなく、あくまで「収集の目的」とその後の個人情報「開示の目的」とが無関係か否か、つまり、個人情報目的の外用ではなかったか否かを判断できるように、両者の関連性の要件に変更したのである。その上で、新たに、⑥において、開示にあたって、「その個人の同意を得なかつたことがやむを得ないと考えられるような事情の有無」という要件を高裁判決は加え、「やむを得ない」事情がないのであれば、本人の同意が必要とした。

以上のような新たな違法性阻却の要件に従って、本件の個人情報開示行為が違法性阻却要件を満たしているかを高裁判決は判断する。まず①の要件については、ほぼ地裁の判断と同様で、「氏名、住所及び電話番号」も「学籍番号」も、「基本的には個人を識別する単純な情報の範囲にとどまるものであり、その保護の程度は、思想信条、前科前歴、資産内容、病歴、学業成績、家族関係等のプライバシー情報と比較すれば、他人に知られたくないと感ずる度合いの低いものである」といえることができる」と判断して、「プライバシー」として私生活上保護されるべき程度、度合い等」は低く、これらの基本情報を開示することの違法性は低いものと考えたようである。地裁の文言と異なるのは、「他人に知られたくないと感ずる度合い」のより高いものの範疇として、地裁が「負債」としていたのを高裁は「資産内容」と多少広く捉えた点、同様に地裁が「社会的身分等の情報」としていたのを高裁は「家族関係等のプライバシー情報」とより具体的に捉えた点であるが、これは④の要件の認定について何らかの影響を及ぼすものでももちろんない。ただ、プライバシー情報の峻別の仕方が多少異なるという点だが、そのような峻別については後に別に検討する。

つぎの②の要件についても地裁判決とはほぼ同様にこれを認め、「開示の相手は警視庁だけであり、この開示によって、〔X〕らの私生活上の平穩が具体的に侵害された形跡は何らうかがわれない」として現時点での被害がないこと、また、「今後もこれらの情報を保有したとしても、〔X〕らの私生活上の平穩が具体的に侵害されるおそれに乏しく、このことが、〔X〕らの自立的存在を脅かすと考えることも困難である」として将来的にも被害はないであろうと判断した。しかし、公権力主体の捜査機関である警視庁だからこそ、基本情報の提供に大きな危険が伴うという点について検討の必要はないのか疑問である。

③の要件、つまり「開示目的の正当性並びに開示の有用性及び必要性」に關しても地裁の③④での認定とはば同様に、高裁もこれを認めた。すなわち、まず目的について、Y大学が「本件個人情報を開示した目的は、本件講演会において江主席の警備、警護に万全を期し、その安全を確保することにあつたものと認められ、この開示の目的が社会通念上正当なものであつたことは多言を要しない」と述べてこれを認め、つぎに「有用性及び必要性」について、地裁よりさらに詳細に検討を行う。すなわち、本件参加者名簿は、「警察機関が保有する要注意人物のリストに載っている者が本件参加申込者の中にいるかどうかを事前にチェックし、これに応じた警備活動を行おうとしたものと推認される。そうすると、本件個人情報を開示したことは、江主席の警備、警護に万全を期し、その安全を確保しようとする開示の目的に照らして有用かつ必要であつたものと認められる」（判時一七七二号二九頁）と。しかし、金属探知機を利用しての凶器等の持込阻止の方法や、警察官・警備員の増員による警備強化などにより、万全態勢を構築することはできるのであり、参加者名簿の提出が必ずしも必要はなかつたというXらの主張については、「嚴重な警備活動が行われたからといって、本件名簿提出の有用性及び必要性が失われるものでないことはいうまでもない」として簡単に「有用性及び必要性」を認定する。しかし、名簿の中に仮に要注意人物を発見したとして、このような嚴重な警備態勢を敷くこと以外にどのような策をとることが万全な警備のために必要となるのであろうか。つまり、「有用性及び必要性」を「個人情報開示」の理由とすること自体が問われなければならぬとも考えられる。なぜなら、警備等の目的達成のために「有用で必要である」ということと、その目的のために「必須である」ということとは異なるからである。こと、「個人情報」のように重要な法益を開示させるときに、「必須」ではなく「有用で必要」程度の理由により開示行為の違法性が阻却されることに不合理性を感じざるを得ない。

④の要件について、高裁は、「江主席の警備、警護に万全を期し、その安全を確保するという開示の目的」に照らして、問題はなすとす。

⑤の要件は、地裁の⑥の要件と基本的に異なっている。すなわち、地裁においては「開示の目的と具体的開示行為との関連性」を問題にし、「開示」の時点における「開示目的と開示行為」の関連性を検討したのに対して、高裁においては、こ

れを「収集の目的と開示の目的との間の関連性」と改め、個人情報「収集」の時点の収集目的と、開示の時点の開示目的との間に齟齬がないか否かを検討する。高裁の要件の方が確かに適切である。というのは、仮に地裁要件を充足し、開示の目的が正しく、また開示行為がその目的との関連で適切であったとしても、その個人情報の元来の収集目的が開示目的と異なるのであれば、その開示行為に正当性は認められないことになるからである。つまり、個人情報の目的外使用を禁止するところが高裁の要件によって可能となるが、地裁の要件ではこれは看過される。

高裁はこの改められた要件を本件に適用し、両目的には基本的な齟齬が存在することを認める。すなわち、「収集の目的は、本件大学が本件講演会の参加者を特定し、これを把握することにあつたものと認められる」のに対して、「開示の目的は、警察機関が江主席の警備・警護に万全を期するということにあつた」ので、「本件個人情報の収集の目的と開示の目的とは異なるものであつたことが認められる」（判時一七七二号三〇頁）と。しかし、このような両目的の齟齬を、つぎのようにして、解消しようとする。すなわち、両目的の「いずれも本件講演会を混乱なく実施するという大本の目的から出ている点では同一であり、その意味では、本件個人情報の収集の目的と開示の目的との間には広い意味での関連性があつたものと認められる」（同前）と。しかし、個人情報開示に関する違法性阻却事由の検討において、このように「大本の目的」を推測によつて導き出し、この点で「同一」だから「広い意味での関連性」があると認める方向性の妥当性が疑問視されなければならぬのではないだろうか。むしろ、厳格に両目的の関連性を検討し、「厳格な意味での関連性」が両目的に存在することを要件とするべきではないだろうか。というのも、「大本」をたどつて「広い意味での関連性」が認められればよいということであれば、目的外使用の違法性が否定される結果を多くの場合に招来することになると考えられるからである。

⑥の要件は、新たに高裁によつて追加されたもので、基本的に「本人同意」を違法性阻却の要件とする。しかしたとえ同意を得ることができなくても、もしそれが「やむを得ないと考えられるような事情」によるものであれば、違法性が阻却されるものとする。そしてこのような違法性阻却要件を本件に当てはめて、同判決は、個人情報開示について「本人同意」を得ておらず、また、得ないことにやむを得ない事情はなかつたとして、違法性阻却を認めなかつたのである。すなわち、や

むを得ない事情の有無に関して、「本件講演会参加希望者に対し本件名簿を警視庁に提出することをあらかじめ告知しよう」とすれば、時間的にも、提出先である警視庁との関係からも、何の支障もなく、また、これを行うことも容易であつたにもかかわらず、あえてXらにあらかじめ告知してその同意を得ようとはしなかつた」（判時一七七二号三〇頁）と述べ、同意を得ることに「やむを得ない事情」があるどころか、むしろ「容易であつた」と認定した。さらに判決は、このように容易に得られるはずの同意を参加希望者から得ることをしなかつたY大学の姿勢を叱責し、つぎのように言う。すなわち、「したがつて、Y大学が本件個人情報開示についてXらの同意を得なかつたことは、ひとえにY大学の手抜かりによるもので配慮に欠けるものであつたといわざるを得ず、同意を得ないことがやむを得ないと考えられるような事情があつたということではない」と。

以上のように、最後の⑥の要件が地裁判決と決定的に異なるため、結論として高裁判決はXらの主張を容れて、損害賠償を認めたのである。つまり、個人情報開示の違法性阻却要件として、本人から「同意」を得ること、得なかつた場合にはそのことに「やむを得ない事情」があることが必要であるとした。

(2) 1-2 第二事件高裁判決　そしてこの点が、第二事件の控訴審判決において、第一事件の同高裁判決と決定的に異なる扱いがされたため、結果として第二事件ではXらの請求は棄却されたのである。したがつて、以下、第二事件の違法性阻却事由としての「同意」の取り扱いについて概観する。

まず第二事件高裁判決は、本件個人情報開示は、第一に、「個人の識別などのための単純な情報にとどまるのであつて」、「他人に知られたくないと感ずる程度、度合いの低い性質のものであり、第二に、本件個人情報の「開示」によって「Xらが」具体的な不利益を被つたとは認められず、第三に、江沢民主席の「身辺の安全を確保するという目的に資するため本件個人情報開示の必要性があつた」のであるから、その「開示の目的が正当で」、第四に、「個人情報の収集の目的とその開示の目的との間に一応の関連性がある」ため、「これら諸事情を総合考慮」すると、Y大学が本件個人情報開示した事について、事前にXらの「同意ないし許諾」を得ていないとしても、社会通念上許容される程度を逸脱した違法なものであ

るとまで認めることはできないとした。なお、第一事件の下級審では違法性阻却要件の一つに挙げられていた、「開示の方法や態様が適切である」との要件は、この第二事件高裁判決では検討されていない。

いずれにしても、この第二事件高裁判決が違法性阻却の要件として、四つに限定して検討している事実についてそもそも要件が緩和されすぎではないかとの疑問があるが、それに加えて、それら四要件の総合考慮の後に、「同意」について、四要件の検討結果として違法性が阻却されることを前提に、「同意……を得ていないとしても、……違法なものであるとまで認めることはできない」と結論づけるのは、「同意」はまったく違法性阻却の要件になっていないに等しい。つまり、個人情報開示における本人「同意」取得の重要性についてさしたる注意を払っておらず、したがって違法性阻却要件に対する厳格な審査を要求する第一事件高裁判決から、一步後退した検討姿勢ということが言えるのではなからうか。

(3) 最高裁判決 このような第二事件の高裁判決を、最高裁判決が破棄差戻しとしたのは、正当な理由によるものと考えられる。つまり、高裁判決において、上記のような観点から、本人からの「同意」を得ていなくても個人情報開示は違法とは言えないとして、簡単に違法性阻却を認めるのではなく、むしろ重要視するべきは、「同意」の有無であり、同意が得られていないことが最大の問題であるとする。すなわち、「本件個人情報を開示することについてX'らの同意を得る手続を執ることなく、X'らに無断で本件個人情報警察に開示したY大学の行為は、X'らが任意に提出したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、X'らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」というべきである。原判決の説示する本件個人情報の秘匿性の程度、開示による具体的な不利益の不存在、開示の目的の正当性と必要性などの事情は、上記結論を左右するに足りない」と。本件最高裁判決は、下級審が示した違法性阻却要件について、それらの正当性などをことさらに具体的に検討するなどはしなかったものの、「同意」が決定的な要件となるものと考えていることは容易に理解される。したがって以下、「同意」取得の違法性阻却における重要性について、自己情報コントロール権との関連で検討していく。

三 個人情報開示における本人「同意」について

第一事特地裁判決は、違法性阻却要件の一つとして「同意」を要求することはなかったため、その他すべての要件を充足するから、違法性が阻却されるとしたのだが、他方で、「同意」（地裁判決の言葉では、「予告」を得なかつたことを、「不適切」として批判した。これに対し、同じ第一事事件の高裁判決は、「同意」を違法性阻却の重要な一要件として位置づけ、これが得られていないことを最大の理由に、Y大学による情報開示を違法としたのであつた。そして、これとほぼ同様の理由で、つまり「同意」を得ることなくY大学が開示したため第二事事件の最高裁判決は、同事件の高裁判決を破棄差戻し、Y大学の不法行為成立を認めたのである。ということは、要するに、たとえその個人情報や、「単純な情報であつて、……秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」（最判理由5①）くても、「開示について承諾」ないし「同意を得る」ことが、違法性を阻却させるための必要条件なのである。それでは逆に、そのような同意が本人から得られていれば、それだけで違法性が阻却されると考えてよいのだろうか。つまり、「同意」がそれだけで、いわば開示行為者にとって免罪符となるほどの強い要件とされるのはなぜだろうか。

これに対する一つの回答は、自己決定権の一内容として、つぎのいずれかを選択する機会を有したことの結果として「同意」を捉え、これがあることは、すなわち自主的選択として自己の意思に基づき開示を選択したから、そこから生ずる不利益等の責任は自己が負うべきことになり、逆に不利益等を加えた側にはないことになるから、というものである。そしてこれらのいずれかの選択とはすなわち、個人情報開示に同意して講演会への参加を選択するか、または、開示を拒否して講演会に参加しないことを選択するか、の二つとなる。つまり、「あらかじめ外部に参加者名簿などの提供があり得ることが事前に知らされておれば、参加を考えている学生らは、そこで参加するか否かを選択する機会が与えられることになる。このため、自分の個人情報が警察や警備関係者に開示されることを嫌う者は、自らの個人情報やプライバシーが保護することにより高い価値を置くから、そのような講演会には参加しないという決定をすることになる」（林田清明「判例研究」北法五四卷二号五四九頁）と。

しかし、このように、「自己に関する情報・プライバシーをいけば取引させる仕組み」（同前）の重要な要素として「同意」を把握することが、はたして妥当か疑問である。というのは、仮にこのような自己情報に関するコントロールを、プライバシーの権利の重要要素の一つとして保障するということを前提にするのであれば、その権利主体がそれをいかに利用しようとする、つまりその開示をたとえ拒否しようとも、講演会に参加する権利を、つまり集会参加権を放棄させられるべきではないし、同様の理由で、その講演会に参加して講演を聴くということによつて学問的に自己の能力を発展させる権利を、つまり学問の自由を放棄させられるべきではないからである。

ということは、自己情報コントロール権の内容として重要なものは、単に選択の機会が与えられ、それら選択肢のうち適当と考えるものを自主的に選択した、またはできるという事実ではなく、選択肢それ自身が自己情報コントロール権に適合的でなければならぬことになる。つまり、本件の場合、自己情報を開示して講演会に参加するという選択肢と、自己情報を開示しないで講演会に参加しない選択肢との間の二者択一的選択ではなく、その他の選択肢、つまり自己情報を開示しないで講演会に参加するという選択肢があつてしかるべきだったのである。その意味で、本件においてどちらかの選択しかX'らに認められなかつたとすると、そのことが今度は自己情報コントロール権の侵害を構成することになつたであろう。

さらに自己情報コントロール権は、もつと詳細に自己の個人情報についてコントロールすることを認めるから、個人情報基本四情報のいづれについて（つまり住所、氏名、電話番号、学籍番号のどれについて）、いつ（つまり講演会開催の前後のいづれかに）、どのような相手方に対して（つまり警視庁、警察庁、外務省、中華人民共和国大使館などのいづれかに）開示を認めるかを、その個人情報の主体は決定できることになるから、そのような詳細にわたる開示の態様などについて本人に、その必要性も含めて説明することで本人の理解を得た上で同意を得なければ、自己情報コントロール権が要求する真の「同意」を得たことにはならないはずである。（自己情報コントロール権の意味については、およそつぎのように解されている。すなわち、「その人についての情報の①取得収集、②保有および③利用・伝播、の各段階について問題となる」（佐藤幸治『憲法（第三版）』（青林書院、一九九五年）四五五頁）ものであつて、「自己情報の取得・収集から保有・管理・利用を経て、その

開示・提供に至るプロセスにおいて、情報主体の同意がない限り個人情報を取扱えないこと」と（松井茂記「情報コントロール権としてのプライバシーの権利」法セ四〇四号四〇頁、一九八八年）。つまり一連のプロセスの各段階において情報主体が主体的に同意を通じて自己情報にかかわっていくことが認められることが重要なのであつて、単に開示する可能性を述べ同意がなければ講演会に参加できないことを示唆してこれを追つた上で得られた同意とは性質を異にすると言えよう。要するに、このような意味での「同意」が個人情報開示の違法性阻却においては必要不可欠とされるのであつて、個人情報の開示を他の何らかの利益との関係で「取引させる仕組み」と捉えるべきではなからう。

四 個人情報の中の「単純情報」について

本件において開示の対象とされた個人情報基本四情報（氏名、住所、学籍番号、電話番号）について、第一事件下級審はとも、比較的開示に慎重である必要はない情報であるという判断を示した。すなわち、これらは「基本的には個人を識別する単純な情報の範囲にとどまるものであり」（東京高判、判時一七七二号二八頁）、「思想信条、前科前歴、負債、病歴、学業成績、社会的身分等の情報と比較すれば、他人に知られたくないと感ずる度合いの低いもの」（東京地判、判時一七五二号一七頁）であると（高裁判決は、「思想信条、前科前歴、資産内容、病歴、学業成績、家族関係等のプライバシー情報」との比較で同じように論じている）。同様に、今回の第二事件に関する最高裁判決も、「プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべき」であるとしながらも、保護の必要性の度合いが低いものとする。すなわち、「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、Y大学が個人識別等を行うための単純な情報であつて、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」と。しかし、はたしてこのような個人情報に関する理解が妥当であろうか、以下検討する。

一般的にプライバシーの権利は、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利として理解すべきものと思われる。」そして、憲法上、「かかる意味でのプライバシーの権利は、人間にとつて最も基本的な、愛、友情および信頼の關係にとつて不

可欠の環境の充足という意味で、まさしく『幸福追求権』の一部を構成するにふさわしいものといえる」と考えられるのである（佐藤幸治『憲法〔第三版〕』四五四頁）。そして、その内容は、二つに分けて考えられるという。すなわち、「公権力がその人の意思に反して接触を強要し、その人の道徳的自律の存在にかかわる情報（仮にこれを「プライバシー固有情報」と呼ぶ）を取得し、あるいは利用しないし対外的に開示することが原則的に禁止される」もの（例えば前述高裁判決の言葉を借りれば、「思想信条、前科前歴、資産内容、病歴、学業成績、家族関係等のプライバシー情報」である）と、「公権力が、個人の道徳的自律の存在に直接かわらない外的事項に関する個別的信息（仮にこれを「プライバシー外延情報」と呼ぶ）を、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない」（佐藤・同前、四五四―四五五頁）もの（例えば前述「個人情報基本四情報」である）の二つである（前者はセンシティブ情報と呼ばれることもある。このような捉え方に対する批判的な見解として、阪本昌成『プライバシー権論』（日本評論社、一九八六年）一九〇頁以下など）。

確かに、個人の特定がされた上でその個人とその「思想信条等」が直結され、それによりその個人の全体像が公の知るところとなるような仕方での情報の開示と、個人の特定しか可能とならない個人基本情報が公の知るところとなるような情報の開示とでは、その個人の人格権の観点からすると大きな差があるように思われるから、プライバシー情報であつてもこのように二つに区別すること自体が不適当であるとは言えないものの、より保護の必要性の高いセンシティブ情報との比較において、「秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」として保護対象から除外するべく議論する方向は、少なくとも適切ではないように思われる。しかも、「思想信条等」のプライバシー情報であつても、それが法的に保護されるべき利益となりうるのは、それが個人基本情報など個人の特定に資する情報と一体となり特定個人の全体像が浮き上がるようになったときであり、誰かも分からず特定されていないある人物が、特定の「思想信条等」を有するというように、「思想信条等」の情報が単独の情報として存在していたとしても、それは法的保護に値しない、または、保護することが不可能な個人情報としかかなりえないであろう。とすれば、本件の個人情報「プライバシー外延情報」であり、保護の程度が低いと

して開示の違法性阻却を認められた地裁判決に対するつぎの批判が、高裁判決・最高裁判決両者にも妥当するだろう。すなわち、「本件講演会参加者であるという情報と警視庁等がすでに入手している他の情報とを重ね合わせて利用することに対する原告の懸念に対して、本判決は十分に応答しているとはいえない」とはいいがたい」（横田守弘「警察への講演会参加者名簿提出とプライバシーの権利」法七五六七号一〇八頁、二〇〇二年）と。つまり、住所・氏名など個人基本情報といわゆるセンシティブ情報が結合することにより、特定個人の人格全体像がその個人の知らぬ間に構築されることが、法的保護に値するプライバシーの侵害を構成することになるのである。この観点から本件を見直すと、警視庁がすでに持っている特定個人の情報の種類とはどのようなものであるか（過激派活動に参加した経歴のある者のリストがあるなど）を示し、そのような既存データと講演会参加者リストを結合する意図であることを明らかにした上で、X'らから本件個人情報開示について同意を得るといふ手続を行つてはじめて、Y大学の開示行為に違法性阻却が認められることになったであろう。しかし本件においてはそのような手続は配慮されていない。

五 名簿提出と万全の警備の可能性について

最後に、そもそも講演会参加予定者名簿の警視庁への提出によつて、講演会の警備・警護に万全を期するという目的が果たして達成できるのか否か、そして、できないとしてそのほかにこの目的を達成する手段があるのか否かについて検討する。というのは、本件名簿の提出によつて、その目的とされる講演会の警備・警護に万全を期することが現実的に達成不可能であれば、最初から本人同意による名簿の提出自体が問題にならず、他の目的達成手段が存在するのであればそれを見いだすべきだったということになるからである。

これについて、仮に本人から同意を得て、または得ずに、本件参加者予定者名簿を警視庁に提出することにより、警視庁が危険人物の講演会参加予定を発見したとして、そのとき警視庁にできたことは何だったかを考えてみる。すると、そのような場合でも警視庁にできたことは、おそらく、Y大学に講演会中止を申し入れるか、でなければ万全な警備・警護の態勢

を整えることだけだったはずである。ということとは、結局、最終的な目的を達成するために警視庁およびY大学として可能だったと思われるのは、X'らが主張するように、警備する者の員数を十分に確保するなどして単に万全の警備態勢をとり、金属探知機を設置するなどして念入りの予防措置をとることではなかったと言えよう。つまり逆に言えば、名簿の提出によつて万全の警備・警護がはじめて可能になるとは考えられず、その意味で名簿提出が警備・警護の目的にとつて必要不可欠の事柄であつたのか疑問である。要するに万全な警備・警護のためには、十分な警備態勢等を整える以外の可能な方法は最初からなかったのではないかと思われるのである。

これを言い換えると、いかなる個人情報であれ、本人の十全の同意なしにそれを開示・提供することが認められるのは、「正当でやむにやまれない政府利益が存在し、手段が必要不可欠で、最小限度の制約を課すものであり、権利侵害の度合いが少ない他の代替手段が存在しない場合」(松井・前出、四一頁)に限られるところ、第一事件の高裁判決および第二事件の最高裁判決が検討したところにおいて、最後の二つの要件、つまり「最小限度の制約」か否か、また、「権利侵害の度合いが少ない他の代替手段」が存在するか否かについて、何ら触れられておらず、単に「同意」の有無のみが重要要件として考えられた点は検討不十分であつたと言えるのではないか。その意味で、第一事件の高裁判決に関して、警備の目的で、「参加者名簿が本当に必要なのかどうか、もつと詳細な検討が加えられるべき」(高佐智美「講演会参加者名簿の無断提出によるプライバシーの侵害と違法性阻却事由」法セ五七〇号一〇七頁、二〇〇二年)であつたとし、この点のさらなる検討が要されるとする批判には傾聴するものがあろう。

今回の最高裁判決は第二事件に関して、第一事件の東京高裁判決に比してもやや検討不足と考えられる同高裁判決を破棄差戻しにしたものだったが、第一事件の上告審において、最高裁がいかなる判断を下すことになるのか、注目されるところであるが、結論はおのずから明らかであるように思われる。